



2015年5月15日

各 位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 鶴浦 博夫
(コード番号9432 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月26日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」により、責任限定契約の締結対象が拡大されたことに伴い、取締役および監査役の責任免除の規定につき所要の変更を行うものであります。(変更案第26条、第32条)

なお、取締役の責任免除の規定(変更案第26条)の変更については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

(2) 「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)」第6条の規定に基づき当社株主名簿への記載または記録を制限された外国人等に対し、剰余金の配当を可能にするものであります。(変更案第34条、第35条)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 2015年6月26日(金)

定款変更の効力発生日(予定) : 2015年6月26日(金)

以上

本件に関するお問合せ先
財務部門 IR 室 花木
Tel : 03-6838-5481

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第26条 (省略) 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第32条 (省略) 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第34条 本会社は、<u>毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2 前項の剰余金の配当については、<u>株主又は登録株式質権者</u>が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、本会社はその義務を免れる。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第34条 本会社は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎事業年度末日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、次に掲げる者</u>に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(1) <u>株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u></p> <p>(2) <u>その有する株式の全部若しくは一部について日本電信電話株式会社等に関する法律第6条に基づき、株主名簿に記載されなかった若しくは記録されなかった株主又は当該株主の有する株式の質権者</u></p> <p>2 前項の剰余金の配当については、<u>前項に掲げる者</u>が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、本会社はその義務を免れる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第35条 本会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第35条 本会社は、取締役会の決議により、<u>振替法第151条第1項に基づき、振替機関より通知された毎年9月30日における株主又は当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者のうち、前条第1項各号に掲げる者</u>に対して、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当</u>（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>